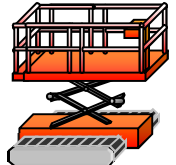


※テクノ確認欄
免除等の確認

写真貼付
完全に貼付して下さい
(3cm以上×2.4cm以上)
広島県運転免許
センター 運転
免許証の持参
写真規定と
同等の写真



高所作業車運転技能講習申込書



※申込後の返金はありませんので、ご注意ください。
※受講可能期間は振込み後1年間まで有効。振込み後の受講者の変更は出来ません。

テクノ教習センター長殿	申込日	年	月	日
フリガナ	生年月日			
氏名	印	昭和	年	月
	平成 年 月 日生			
	住民票又は、自動車運転免許証等が旧姓等が併記されている方のみ			
フリガナ	フリガナ()			
住所	旧姓等併記希望 有・無	旧姓等()		
フリガナ	※旧姓等併記の場合は「免許証・住民票・技能講習修了証 貼り付け用紙」に旧姓等が併記されている住民票又は、自動車運転免許証等のコピーの貼付けが必要です。			
フリガナ				
住所	〒			
自宅電話番号	()	—	携帯電話番号	—

建設助成金を利用 **する・しない**

※受講日の2週間前までにテクノに建設助成金申請書を提出していただき、受講後にテクノに受講修了のご連絡をお願いいたします。会社に書類を郵送いたします。

テクノ教習センター発行の修了証が **ある・ない**

勤務先 又は 学校		電話	()	—
所在地	〒			

※ 下記の該当するコースの印欄及び条件の数字に○印を付けて下さい。

○欄	コース	条 件		
	Bコース 【2日】	1 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3に規定する建設機械施工技術検定に合格した方		
		2 道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第3項の大型特殊自動車免許、大型自動車・中型自動車・準中型自動車・普通自動車運転免許を有する方		
		3 フォークリフトの運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習、車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習、車両系建設機械(解体用)運転技能講習又は不整地運搬車運転技能講習を修了した方		
	Cコース 【2日】	移動式クレーン運転士免許を受けた者又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した方		
講習受 講日	1日目	/	テクノ 営業 担当	※テクノ記入欄
	2日目	/		
		料金の納入		
		振込・現金	/	¥ 印
		会社・個人	No,	

「免許証・住民票・技能講習修了証 貼り付け用紙」に必要書類を貼り、必ず添付して申込してください。
受講日の1週間前までに入金・必要書類がそろっていない場合は受講できません。
申し込み後、他の講習・コースに変更、受講者の変更、受講料の返金はできません。
講習料金・日程・講習内容等については、予告なく改定・変更することがあります。了承の上、お申込みして下さい。

天候・天災により日程が変更、途中で中止する場合がありますので、ご了承ください。
受講日より6ヶ月を過ぎると最初から受講しなければなりませんので注意してください。

厚生労働省(基発1010第4号)に基づき当社では外国人労働者の受講許可を得てない為、外国人労働者は受講できません。
虚偽の申請、受講日に免除・証明書類が失効していた場合は、当社が発行した書類は無効です。又、当社への損害賠償及び法律により罰せられます。
免除となるための免許証または証明書・本人確認ができるもの(免許証、住民票等) 2021年04月01日改定

持参するもの
印鑑・筆記用具・タオル・
雨具・ヘルメット(貸出有)
長袖の上着・長ズボン・
運動靴又は作業靴
(サンダル等不可)

住民票(コピー)貼り付け のりしろ
※A4用紙の上部、角を合わせて貼り付けてください。
この斜線の枠ではなく用紙そのものの角に合わせて貼り付けてください。

免許証・住民票・技能講習修了証 貼り付け用紙 ※コピーした物

住所の確認が必要です。テクノの技能講習・特別教育・安全教育・特例講習 いずれかの修了証 又は 自動車免許証を貼り付けてください。

※免許証がない場合は住民票を貼り付けてください。

表	裏
① テクノ自動車学校で取得した(他社は無効)技能講習・特別教育・安全教育・特例講習いずれかの修了証のコピーを貼り付けてください。	
② 自動車運転免許証、又は住民票(本籍の記載・マイナンバーは不要です)のコピーを貼り付けてください。	

免除に必要な書類貼り付け枠

現在 取得されている技能講習修了証・自動車運転免許証等のコピーを貼り付けてください。

免除項目に該当しない場合は貼り付ける必要はありません。

行政処分中(運転免許停止処分、取消処分)は受講できないコースがあります。

表	裏

表	裏

<<重要>>

住所確認書類及び免除用書類貼り付けその他必要書類に虚偽の申請、受講日に免除・証明書類が失効していた場合は、当社が発行した書類は無効です。又、当社への損害賠償及び法律により罰せられます。

新型コロナウイルス感染症対策に伴う 入校制限等の誓約について

テクノ自動車学校では、皆様の安全安心で快適な教習・講習環境を確保するため、新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状などが“ある方”“以前にあった方”“感染者またはその疑いがある人との濃厚接触があった方”(以下「濃厚接触者」という。)には、現在、**来校および入校を制限**させて頂いています。

また、入校中に同様な症状を発症した方、来校時の検温等により体調不良が確認された方も、**教習等の中止や退校**をお願いすることになります。

その際、送迎車利用で来校された方には、帰りの送迎車利用はできず、**ご自身で帰宅**していただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。

誓 約 書

【来校・入校制限事項】

- 1 新型コロナウイルス対応窓口である保健所等より『感染している』、または『濃厚接触者である』との案内を受け経過観察期間中の方
- 2 同居家族や身近な人に、感染が疑われる、または濃厚接触者がいる方
- 3 過去4日以内に下記①～⑤の症状が「ある方」、「あった方」、または過去2週間以内に下記①～⑤の症状で受診や服薬等をした方(改善した方も含む)
 - ① 微熱を含む風邪の症状や37.5度以上の熱がある方(来校される時には、ご出発前に必ず検温をしてください。来校時にも検温や体調確認を行います。)
 - ② 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、関節炎(節々の痛み)がある方
 - ③ 咳、痰、のどの痛み、鼻づまり、胸部不快感のある方
 - ④ 嗅覚(きゅうかく)、味覚に異常を感じることもある方
 - ⑤ その他新型コロナウイルス感染可能性の症状がある方
- 4 過去2週間以内に、
 - ① 政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域へ渡航された方
 - ② 国内の「緊急事態宣言措置」や「まん延防止等重点措置」の実施地域などの感染拡大地域を訪問された方
 - ③ 前記①または②の該当者と濃厚接触がある方

私は、上記事項の該当は一切なく、入校中に同事項の何れかに該当した場合は直ちに申し出ることを、(未成年者は親権者に確認の上)誓約します。

また、誓約内容に関して虚偽または故意の不申告がある場合には、これらに起因した損害等について賠償請求されても、異議申し立てをしないことを併せて誓約します。

入校中は、新型コロナウイルス感染予防に関する貴校のホームページおよび校内掲示の内容を十分理解し、来校時に**マスクの正しい着用(不織布マスク推奨)**、**こまめな手洗いと手指消毒**、**検温による体調確認**などを行って貴校と共に感染予防に努めます。

令和 年 月 日

署名